

「社会福祉法人のぞみ保育園」役員等旅費支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人のぞみ保育園の役員等（理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員）に支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 役員等が出張した場合には、当該役員等に対し、旅費を支給する。

(旅行命令)

第3条 公務による旅行は理事長の旅行指示によって行わなければならない。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により算定する。

但し、予算等の都合により減額又は実費支給とすることができる。

2 旅費の計算は別表の役員等の旅費支給額により計算する。

第5条 役員等が理事長の招集により諸会議（理事会、監事監査、評議員会、評議員選任・解任委員会）に出席した時は、三千円を支給する。

(旅費の請求及び支払)

第6条 旅費の請求及び支払については、別紙（出張指示・旅費精算書）に記載することにより精算する。

附 則

1. この規程は、平成29年3月11日から施行する。

別 表

役 員 等	日 当	食 卓 料	宿 泊 料
評 議 員 ・ 理 事 ・ 監 事 ・ 評 議 員 選 任 ・ 解 任 委 員	1 , 7 0 0 円	1 , 8 0 0 円	1 0 , 0 0 0 円